

(平成24年6月20日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岡山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

国民年金関係

5 件

## 岡山国民年金 事案 968 (事案 620 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の平成8年11月から11年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年11月から11年3月まで

私は、申立期間当時、大学生であったが、郵送されてきた往復はがきを返信して、国民年金保険料の免除手続を行ったとして、未加入となっている申立期間の記録の訂正を申し立てたが、認められなかった。

その後、新たな資料や情報は無いが、納得できないので再度申し立てる。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が平成11年8月に初めて交付されたとする年金手帳には、申立人は平成15年5月1日に初めて国民年金の被保険者となっていることが記録されており、申立人は、申立期間において国民年金の被保険者ではなく、国民年金保険料の免除手続を行うことはできなかったと推察される、ii) 申立人が居住している市では、当時、国民年金の加入及び保険料の免除手続を郵送で行う場合、それぞれ別々に手続を行う必要があったが、申立人は国民年金の加入手続と保険料免除手続とをそれぞれ行った記憶が無く、また、申立期間の国民年金保険料の免除手続は年度ごとに計3回行う必要があったにもかかわらず、申立人は1回の免除手続であったと供述しており、申立内容には不自然さが見受けられる、iii) 申立人は、送付された往復はがきは、申立人自身が請求したものでないと述べているが、申立人が居住している市は、国民年金保険料の免除手続を郵送で行う場合は、国民年金の被保険者から請求を受けて送付していたとしており、このことは申立内容と相違しているなどとして、既に平成21年10月8日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間の免除記録について再度確認してほしいと申し立てているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認め

られず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成9年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月及び同年9月

平成9年8月に退職して間もなくの頃、勤務地の市役所で国民年金加入手続と保険料納付を同時に行った。以前お金が無くても払うように言われ、何とか工面して支払ったこともあるのに、申立期間が未納となっていることに納得がいかないので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び国民年金保険料納付を自身で行ったとしているが、手続時期や納付金額についての記憶は明確ではない。

また、申立期間当時、国民年金被保険者資格取得届が提出された市区町村は、被保険者の氏名等を住民票により確認することとなっていたが、申立人の住民票はA県B郡C町（現在は、D市）にあり、E市役所で国民年金加入手続及び国民年金保険料を納付したという申立ては、不自然である。

さらに、申立人が所持する年金手帳から、申立期間の国民年金の記録は、申立人がE市へ住所を移した平成12年12月22日以降に記入されたと推認されることから、その時点では申立期間は時効により納付することができない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 岡山国民年金 事案 970

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 5 月から 47 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 5 月から 47 年 6 月まで

昭和 44 年 5 月に結婚した際、A 市役所にて国民年金の加入手続を行い、その後、夫、義父、義兄及び義姉の国民年金保険料と一緒に、一人当たり、月額 200 円から 300 円程度を、現金にて集金人に納付していた。また、数年経過した後、納付書によって銀行で納付していた記憶があるにもかかわらず、申立期間が未納となっているので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 48 年 10 月に払い出されており、申立人はこの頃に国民年金に加入したものと推認されるが、その時点では、申立期間の一部（昭和 44 年 5 月から 46 年 6 月まで）の国民年金保険料は時効により納付することはできない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、保険料納付に関与したのは自分だけであるとしているにもかかわらず、申立期間に係る国民年金の加入手続についての記憶も明確ではない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 2 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 2 月から 55 年 3 月まで

昭和 54 年 5 月に結婚した後、結婚当初に居住していた地区の役員に勧められて国民年金に加入した。同年 2 月に事業所を退職した後の国民年金保険料が未納になっていることを集金人から聞き、同年 6 月又は 7 月頃にまとめて市役所の窓口又は市民センターの窓口において納付したと思う。また、国民年金に加入した後の保険料は、夫、義父及び義母の国民年金保険料と一緒に毎月集金人に納付したはずであるにもかかわらず、申立期間が未納となっていることに納得できないので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 55 年 3 月に払い出されており、申立人はこの頃に国民年金に加入したものと推認でき、申立人が所持する同年 4 月以降の家族の国民年金保険料領収書及び同預り証の一部から、申立期間直後からは申立内容のとおり、申立人が家族の国民年金保険料と一緒に集金人に支払っていたことがうかがえる。

一方、申立人は、国民年金に加入する前の未納となっていた国民年金保険料を昭和 54 年 6 月又は 7 月頃にまとめて納付したと主張しているが、その時点では、国民年金の被保険者となっていなかったものと推認され、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続についての記憶が定かでない上、申立人が主張する国民年金加入手続前の期間に係る国民年金保険料の納付場所や同加入手続後の期間に係る納付状況（一緒に納付したとする家族数とその保険料の合計額）についての記憶も明確でない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわ

せる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年3月まで

申立期間当時は学生だったが、平成3年4月から国民年金への加入が義務づけられたので、私か両親が、国民年金の加入手続を行い、毎月保険料を納付していた。未納となっている申立期間の年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後で資格取得している被保険者の記録から、申立人は平成7年4月以降に国民年金の加入手続を行ったものと推認されるが、この時点では申立期間の大半の国民年金保険料は時効により納付することができない上、申立期間において国民年金手帳記号番号払出簿に申立人の氏名（旧姓）は無いなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付について具体的に記憶しておらず、これに関与したとする申立人の両親からも具体的な供述を得られないため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。